

令和4年2月21日

教育課程編成委員 各位

学校法人和風会
多摩リハビリテーション学院専門学校
教育課程編成委員会委員長 林 義巳

令和3年度第2回教育課程編成委員会（書面決議）のお知らせ

日頃から、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度第2回委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面での決議とさせていただきます。

つきましては、別紙の「教育課程編成委員会規定」、「教育課程編成委員会等の位置付けに係る規定」、「多摩リハビリテーション学院専門学校各種会議系図」をご覧の上、下記の書面決議を令和4年3月19日(土)までにご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、特別の場合を除き、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【提出先】多摩リハビリテーション学院専門学校 教育課程編成委員会委員長 林 義巳

〒198-0004 東京都青梅市根ヶ布 1-642-1

電話：0428-21-2001 FAX：0428-21-2413 E-mail：hayashi@tama-riha.ac.jp

【提出方法】郵送又は FAX 又は E-mail

書面表決書

令和3年度第2回教育課程編成委員会（書面決議）について、次のとおり議決に関する権限を行使します。

※各議案について、「賛成」、「反対」のいずれかに○をしてください。

※「賛成」、「反対」の両方に○がある場合及びいずれにも○が無い場合は、賛成とみなします。

第1号議案「教育課程編成委員会規定」の承認について 賛成 ・ 反対

第2号議案「教育課程編成委員会等の位置付けに係る規定」の承認について 賛成 ・ 反対

【意見】※ご意見がありましたら、お書きください。

氏名：

⑨

令和4年3月30日

教育課程編成委員 各位

学校法人和風会

多摩リハビリテーション学院専門学校

教育課程編成委員会委員長 林 義巳

令和3年度第2回教育課程編成委員会(書面決議)の結果について

本年度第2回委員会(令和4年2月21日付書面)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面での決議とし、令和4年3月19日までに書面表決書をご提出いただきました。

その結果について、下記のとおりご報告いたします。

記

【議案】

- 第1号議案 「教育課程編成委員会規定」の承認について 賛成19名、反対0名
第2号議案 「教育課程編成委員会等の位置付けに係る規定」の承認について
賛成19名、反対0名

【結果】

上記の全ての議案について、満場一致の賛成をもって可決されました。

以上

教育課程編成委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、多摩リハビリテーション学院専門学校が専攻分野に関する病院・施設、団体等との連携体制を確保し、職業教育の水準の維持向上を図るための教育課程編成委員会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を病院・施設等と連携し、職業形成のための課題を把握・分析し、教育課程（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等）の編成に関して審議する。

- (1) 国または地域の方向性に関する事項
- (2) 就職先において必要となる知識、技術に関する事項
- (3) 各授業科目の内容・方法の充実および改善に関する事項
- (4) その他、病院・施設等や学校の要請

(委員)

第3条 委員会の委員は学院長が指名する教職員の他、関係分野に関する病院・施設・団体等から広く選任し、少なくとも以下の①～②から1名、③から各学科に対し1名を委員に加えることとする。

- ①関係分野の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（関係施設の役職員は含まない）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学院長から指名を受けた者とし、委員会の会務を担当する。

- 2 委員長に支障がある時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議は年2回開催することを定例とし、委員長が必要とした場合に追加開催する。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって行う。
- 5 委員長は、必要があると認めた時、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規定の改廃は、学院長の承認を得て行うものとする。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

教育課程編成委員会等の位置付けに係る規定

(趣旨)

第1条 この規定は、多摩リハビリテーション学院専門学校の教育課程編成委員会等の位置付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程編成委員会の位置付け)

第2条 教育課程編成委員会は、教育課程編成委員会規定第2条に定める審議を行うための委員会とする。各種会議系図については、別に定める。

- 2 本委員会では、多摩リハビリテーション学院専門学校の学院長及び教育課程の責任者に対し、就業後の課題を踏まえ、臨床実習や授業科目・内容等について助言や講評を行う。
- 3 学科長は、本委員会で出された助言に対して学科内で検討しなければならない。その結果については、本委員会に報告を行うものとする。
- 4 学科長は、臨床実習等の実習指導の協力要請や授業担当の適任者について協力を仰ぐものとする。

(教育課程の編成)

第3条 教育課程の編成は、学科長を教育課程長とし、養成施設指定規則ならびに学科で定めるディプロマ・ポリシーにもとづき、国家試験受験資格に必要な授業科目、授業内容、単位数・時間数を定めるものとする。

- 2 教育課程の変更計画を行う際は、学内で検討するとともに、教育課程編成委員会の承認を受けて、国や自治体が定める期日までに申請を行うものとする。

(学校評価の意見の取り込み)

第4条 自己評価・学校関係者評価・第三者評価からの提言については、学校ホームページ上で公表するとともに、教育課程編成委員会で取り上げ改善に努めるものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規定の改廃は、学院長の承認を得て行うものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年2月1日から施行する。

多摩リハビリテーション学院専門学校 各種会議系図

